

月	曜日	選挙期日	関係法令	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令	
22	水	公	<p>19 報酬を支給する選挙運動のために使用する者の届出受付開始</p> <p>20 政見放送、経歴書申込み（提出）期限</p> <p>21 政見放送の順序を定めるくじの執行</p> <p>22 選挙公報掲載文申請受付開始（選挙区）</p> <p>23 選挙公報掲載文訂正の連絡（選挙区）</p> <p>24 選挙運動用ビデオ証紙交付開始</p> <p>25 選挙公営（経費）関係届出受付及び確認書交付開始</p>	<p>法197の2 令129</p> <p>規程5、6</p> <p>規程14</p> <p>法168、連規10章</p> <p>申請注意事項</p> <p>法142 連規3章の2</p> <p>法141、142、143、</p> <p>164の2 令109の4、</p> <p>109の7、109の8、</p> <p>110の2、110の3、</p> <p>110の4、125の3</p> <p>規程17の4、17の5</p> <p>法201の4 令129の2</p> <p>連規13章の2</p> <p>法201の4 連規13章の2</p> <p>法201の6、201の11</p> <p>令129の5</p> <p>法144の2</p> <p>連規11の5</p> <p>法175 連規46</p>	<p>県委員会</p> <p>中央選挙管理会</p> <p>推進協議会</p> <p>市区町村選挙管理委員会</p> <p>市町委員会</p> <p>施設管理者</p>	<p>18 立候補（異動）、届出却下、同辞退（法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。）又は死亡の通知を受けた場合の投票管理者及び開票管理者への通知</p> <p>19 候補者が死亡したことを知ったことを知らせる通知</p> <p>20 候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知</p> <p>21 ポスター掲示場にポスター掲示開始</p> <p>22 選挙人名簿又は抄本の閲覧の中止</p> <p>23 選挙に対する関心を高める運動展開</p>	<p>市町委員会</p> <p>所在地</p> <p>市区町村長</p> <p>市区町村委員会</p> <p>候補者</p> <p>市町委員会</p> <p>候補者</p> <p>市町委員会</p> <p>推進協議会</p>	<p>令92 事規33</p> <p>令92</p> <p>令92</p> <p>法144の2</p> <p>法28の2、28の3</p> <p>法6</p>	<p>18 立候補（異動）、届出却下、同辞退（法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。）又は死亡の通知を受けた場合の投票管理者及び開票管理者への通知</p> <p>19 候補者が死亡したことを知ったことを知らせる通知</p> <p>20 候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知</p> <p>21 ポスター掲示場にポスター掲示開始</p> <p>22 選挙人名簿又は抄本の閲覧の中止</p> <p>23 選挙に対する関心を高める運動展開</p>	<p>凡 例</p> <p>県委員会</p> <p>中央選挙管理会</p> <p>推進協議会</p> <p>市区町村選挙管理委員会</p> <p>市町委員会</p> <p>施設管理者</p> <p>個人演説会を開催することができる公営施設</p> <p>の施設管理者</p> <p>公職選挙法</p> <p>公職選挙法施行令</p> <p>公職選挙法施行規則</p> <p>在外選挙執行規則</p> <p>政見放送及び経歴送付規程</p> <p>公職選挙事務取扱規程</p> <p>香川県公職選挙運動公営等実施規程</p>	<p>市町委員会</p> <p>所在地</p> <p>市区町村長</p> <p>市区町村委員会</p> <p>候補者</p> <p>市町委員会</p> <p>推進協議会</p>	<p>令92 事規33</p> <p>令92</p> <p>令92</p> <p>法144の2</p> <p>法28の2、28の3</p> <p>法6</p>
23	木	17	<p>1 選挙公報掲載文申請期限（選挙区）</p> <p>2 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行（選挙区）</p> <p>3 候補者の被選挙権等について候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会並びに本籍地の市区町村長に調査依頼</p> <p>4 選挙公報掲載政党数等の通知（比例代表）</p>	<p>法168</p> <p>法169 連規41</p> <p>事規32</p>	<p>県委員会</p> <p>選挙長</p> <p>中央選挙</p>	<p>1 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長が管理する投票を記載する場所以外の候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等掲示開始</p> <p>2 期日前投票所の投票管理者への選挙人名簿の抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに）</p> <p>3 在外選挙人が期日前投票を行う旨指定した期日前投票所の投票管理者への在外選挙人名簿の抄本の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに）</p> <p>4 不在者投票（郵便等による不在者投票を含む。）の投票用紙及び投票用封筒等の交付開始（郵便等による発送を除く。）</p> <p>5 期日前投票所の投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知</p> <p>6 期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認（新たな投票箱を使用する場合はその都度）</p> <p>7 期日前投票・不在者投票開始</p>	<p>法175</p> <p>令28、49の7</p> <p>令28、65の13</p> <p>法49 令50～54、59の4、59の5の4</p> <p>規則8の2～10、10の4</p> <p>10の5、10の5の3、10の5の4、10の10</p> <p>事規21</p> <p>法38 48の2 事規14</p> <p>令34、49の7</p> <p>法48の2、49</p> <p>令55～58、59の5、59の5の4、59の6</p>					

日曜日	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
23	木 17				8 期日前投票における投票録の作成(各日) 9 投票箱を閉鎖する場合の措置(かぎの封印)	投票管理者 "	令49の9 令49の7,43
24	金 16	1 選挙公報印刷開始・終了(選挙区) 2 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行(比例代表)	県委員会 県委員会 県委員会	法169 運規41	1 個人演説会(公営施設使用)開始 1 選挙公報の受領(選挙区)	候補者 市町委員会 市町委員会	法161,163~164の2 令112~125
25	土 15	1 選挙公報を市町委員会へ送付(選挙区)	中央選挙	通知			
26	日 14	1 選挙公報掲載文の原簿受領(比例代表)					
27	月 13						
28	火 12	1 選挙公報印刷開始(比例代表)	県委員会		1 選挙公報の受領(比例代表)	市町委員会	
29	水 11	1 選挙公報印刷終了(比例代表) 2 選挙公報を市町委員会へ送付(比例代表)	県委員会 "				
30	木 10	1 名簿届出政党等の名称等掲示用紙印刷開始(比例代表)	県委員会		1 選挙公報を各世帯に配布開始(選挙の期日前2日までに完了)	市町委員会	法170 運規44
1	金 9						
2	土 8						
3	日 7						
4	月 6						
5	火 5	1 名簿届出政党等の名称等掲示用紙を市町委員会へ送付(比例代表)	県委員会		(在外公館投票最終日) 1 投票所(共通投票所)の告示期限、告示した旨の投票管理者への通知 2 開票の場所及び日時の告示(予め) 3 名簿届出政党等の名称等掲示用紙の受領(比例代表)	(在外公館) 市町委員会	法39,41,41の2 事規17 法63,64 事規26
6	水 4				1 郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限 2 在外選挙人による郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒の請求期限	市町委員会 委員 "	法49 令59の4 令65の11
7	木 3	1 補充立候補届出期限(選挙区) 2 選挙会及び選挙分会の選挙立会人届出期限(くじを行うこととなった場合は、その旨通知) 3 選挙会及び選挙分会の選挙立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選任及び通知 4 選挙会及び選挙分会の選挙立会人が定まったときの本人への通知 5 選挙会及び選挙分会の事務従事者の選任期限	選挙長 " 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 県委員会	法86の4 法76,62 令82 法76,62 事規30 事規30	1 開票立会人届出期限(くじを行うこととなった場合は、その旨通知) 2 開票立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選任及び通知 3 投・開票事務従事者任命期限、事務の分担取扱手続の決定及び関係法令等の周知 4 投票立会人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限 5 開票立会人が定まった場合の本人及び開票管理者への通知 6 特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限	市町委員会 委員 "	法62 令69 法62 事規25 法38 令27 事規14 法62 令70の2 事規25 法49 令59の5の4
8	金 2	1 選挙会及び選挙分会の選挙立会人のくじ執行(10人を起えるとき、同一政党3人以上のとき、定まった場合の本人への通知) 2 政見放送終了期限	選挙長 選挙分会長 放送局	法76 事規30 規程12	1 開票立会人のくじ執行(10人を起えるとき、同一政党3人以上のとき)、定まった場合の本人及び開票管理者への通知 2 補充立候補があった場合に投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行(選挙区) 3 選挙公報の配布期限	市町委員会 "	法62 令70の2 事規25 法175 法170 運規44
9	土 1	1 選挙期日現在選挙人名簿登録者数等の報告受領 2 選挙事務所設置状況調査	県委員会 "	通知	1 投票所(共通投票所)の設備その他の準備 2 選挙期日現在選挙人名簿登録者数等を県委員会に報告 3 選挙事務所設置状況調査 4 期日前投票所の投票箱、投票録、(在外)選挙人名簿の抄本を選挙所に送致(期日前投票・不在者投票最終日)	市町委員会 投票管理者	令32,33 規則6 通知 法55,48の2
10	日 票	1 投票所(共通投票所)を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 2 投票状況結果速報の受理及び発表 3 投票点検結果速報の受理及び発表 4 候補者の被選挙権調査完了	県委員会 " 選挙長	法41の2,132,134 通知 通知 事規32	1 投票所(共通投票所)を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 2 投票所(共通投票所)内に候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等を掲示 3 投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 4 選挙人名簿又はその抄本の投票管理者への送付期限(投票所(共通投票所)を開く時刻までに) また、指定投票区を指定した場合は、当該指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本の指定投票区の投票管理者への送付期限 5 在外選挙人名簿又はその抄本の指定在外選挙投票区の投票管理者への送付期限(共通投票所)を開く時刻までに)	市町委員会 " 投票管理者 " "	法41の2,132,134 法41の2,175 運規11章 法38 事規14 令28,48の3 令65の13,28

